

JECC 技術調査室レポート

本企画では、読者の方々に有益な情報をお届けします。今回は、ITを活用し必要な資産を共有しようという「シェアリングエコノミー」の実現に向けて政府が進めている具体的な取り組みをご紹介します。

日本でのシェアリングエコノミーの可能性

内閣官房IT総合戦略室で2016年7月に立ち上げたシェアリングエコノミー検討会議が同年11月にまとめた中間報告書では、シェアリングエコノミーの特徴を「遊休資産やスキル等の有効活用」と捉え、CtoC（個人間の取引）のビジネスモデルであることを踏まえた上で、健全な発展に向けての課題を指摘している。政府は、ITの利活用による制度整備の一環としてシェアリングエコノミーを検討するため、経済産業省の情報経済小委員会の分散戦略ワーキンググループでもシェアリングエコノミーを論点の一つとしている。また、総務省では「IoTサービス創出支援事業」の対象分野にシェアリングエコノミーを設定し、公募による実証を通じてガイドライン等の整備を支援することとしている。

シェアリングエコノミーは、スキルや時間など無形のものを含む個人の資産をネット上のプラットフォームで共有することにより、貸す側、借りる側の双方にメリットがあるのがポイントだ。シェアリングエコノミーが議論される背景には、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、個人間の取引が時間の制約なく容易かつ安価に行えるようになったという現状がある。海外で広く普及しているサービスとしては、スマートフォンなどのITを活用して車のドライバーと移動ニーズのある利用者を結ぶUberや、「民泊」を支援するサービスのAirbnb等がある。

相談窓口となる 促進室の設置

今後はこうした新しいビジネスモデルを日本に導入することが、眠っている資源を効率的に活用でき、「一億総活躍社会」の実現に向けた一歩につながる

～シェアリングエコノミーの最新動向編～

と政府は期待している。シェアリングエコノミー検討会議では、事業者の自主的ルール策定と振興策について検討を重ね、今年1月に内閣官房に「シェアリングエコノミー促進室」を設置し、事業者や自治体から関連法令や事業に関する相談を受け付ける体制を整えた（図1）。

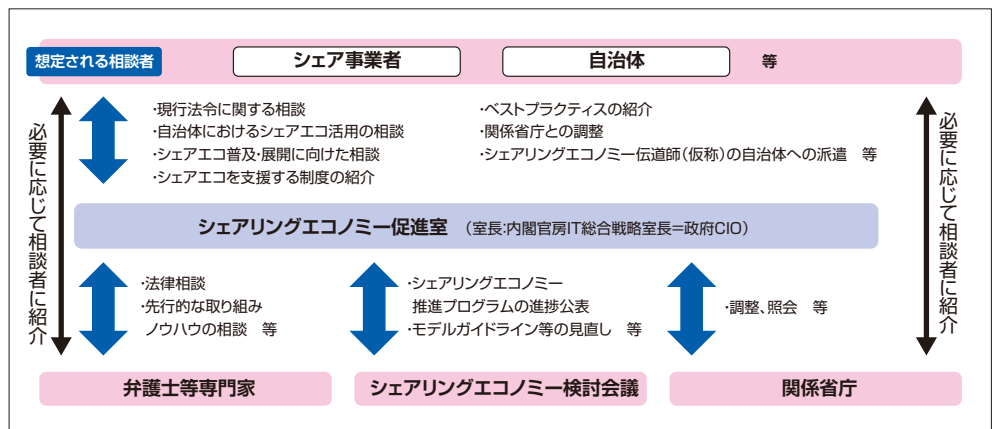
事業の適法化を促すガイドライン

シェアリングエコノミー・モデルガイドライン（図2）で示すように、検討会議の中間報告ではシェア事業者による自主ルールの策定・運用を促す「モデルガイドライン」を定め、事業者が守るべき具体的項目を発表している。ガイドラインの内容は大きく分けて二つあり、一つめは、弁護士等を活用して事業が法令違反とならないよう根拠を明確化することなど、サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施。二つめは遵守事項の徹底で、具体的には、①登録に際し本人確認の実施、②利用規約で違法なサービスを禁止すること、③事後評価の仕組みの構築、④相談窓口の設置や保険などでトラブルに備える等の項目が記載されている。

「共助」で課題を解決する自治体の取り組み

経済産業省の分散戦略WGが2016年11月に発表した中間とりまとめでは、シェアリングエコノミーの取り組みの方向性として、従来公共サービスとして提供されてきたサービスのうち保育所や公共バス、雇用あっせんなどの分野で、一部シェアリングサービスの活用が有効であるとの見方を示している。モノ、スペース、カネ、ヒト、エネルギー等の社会的資源がデジタル化されて需要

(図1) シェアリングエコノミー促進室の概要



出所：政府CIOポータル

に応じた利用が可能になるとのスタンスだ。

実際に、地域の抱える課題を公的機関による「公助」ではなく住民同士の「共助」で解決するという観点で、持続可能な自治体を目指そうという動きがある。千葉市や浜松市など5つの地方都市は、「シェアリングシティ宣言」を発表。子育て支援や空きスペースの活用といったところから取り組みを始めている。

こうした動きを後押しする支援策として、内閣官房による検討会では導入自治体の事例集の作成なども検討している。そのほか、すでにサービスが始まっているシェアリングエコノミー事業の代表的な事例としては、生活の中のちょっとした困りごとを近隣の人に手伝ってもらうためのマッチングサイト「ANYTIMES」や、駐車場の空きスペースの貸し借りをアプリを通してマッチングする「akippa」などのサービスがある。

シェア事業が抱える課題と望まれる対応

また、こうした事業の広がりを受けて、2016年にシェアリングエコノミー協会が発足

し、ガイアックスやエニタイムズといった企業が参画、会員企業向けの保険商品の販売や、地域活性化支援として自治体を対象としたeラーニング講座の開講などの活動を行っている。

シェアリングエコノミーが日本で成長し定着するためには、①実態に即した法制度の整備、②サービス提供者の身元確認などによる信頼性の確保、③サービス利用時のトラブル対応策の策定などの課題が残されている。

安定した質のサービスを、利用者が安心して利用できる事業として発展させるためには、法整備や保険制度のほかにも、参入するベンチャー企業の増加に対応する本人確認ソリューション等のシステム需要への対応など、IT業界の取り組みも急務となってくるだろう。

(図2) シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

＜おもな内容＞	
①サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施	シェア事業者は、以下の自己評価を実施。
ア	生命・身体に危害を与える可能性評価及び講ずる対策によるリスク低減効果の評価
イ	弁護士等の活用による明らかな法令違反の調査及び法令違反とならない根拠の明確化
②シェア事業者が遵守すべき具体的事項	
ア	<登録事項> 安全確保が求められるサービスについては公的身分証を登録させる等本人確認を行うこと 等
イ	<利用規約等> 違法・権利侵害となるサービス提供を禁止すること 等
ウ	<サービスの質の誤解を減じる事前措置> 提供者が個人の場合はその旨を表示すること 等
エ	<事後評価> 評価の仕組みを設けること 等
オ	<トラブル防止及び相談窓口> 相談窓口を設置すること、安全確保が求められるサービスは賠償責任保険等、万一の事故に備えること 等
カ	<情報セキュリティ> 従業員の教育、外部からの不正アクセス等の防止、最新情報の収集 等

出所：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「シェアリングエコノミー検討会議中間報告」（2016年11月4日）